

令和2年3月31日

保護者の皆様

海田町教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業及び 春季休業期間後の学校再開等について（通知）

日頃から、海田町教育行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応について、令和2年3月2日（月）から一斉臨時休業、令和2年3月26日（木）から春季休業となっており、家庭においては、引き続き感染症対策を実施していただいているところです。

令和2年3月24日（火）に文部科学省から「教育活動の再開等について」の通知および「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」が出されました。

本町としては、休業が長期に及ぶことによる児童生徒への影響、県内の感染状況等を考慮し、この度発出された「学校再開ガイドライン」のチェックリストに沿った確認及び十分な感染防止対策を講じた上で次のとおり、町立小中学校を再開します。

1 学校再開日時

- ・ 始業式：令和2年4月6日（月）
- ・ 入学式：令和2年4月7日（火）（小学校は午後，中学校は午前）

2 学校再開において留意すべきこと

(1) 学校において

- ① 多くの児童生徒，教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えるため「3つの条件（①換気の悪い密室空間，②人が密集している，③近距離での会話や発声が行われる）」が同時に重なる場を避けることを徹底します。

ア 換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底します。

（休憩時間ごとに窓を全開，常時窓を2か所以上開けておく等）

イ 全校集会など多くの人々が密集するような状況は作りません。

ウ 教室内において，班机やグループによる活動を控えます。

- ② 咳エチケット，ハンカチの携行，手洗いを励行します。

(2) 家庭において

- ① 毎朝、家庭において検温し、風邪症状（発熱、のどの痛み、咳等）がある場合は登校させないでください。
- ② 可能な限りマスクを着用して登校するようにさせてください。

3 学校行事等について

(1) 入学式について

- ① 卒業式と同様に時間を短縮し、参加人数を絞った上で、感染防止対策に換気の措置を講じて実施します。（参加者は、入学生とその保護者、教育委員会、教職員、在校生は「迎えることば」を読む児童生徒のみなど最小限とし、来賓等は不参加とします。入学式後の教室での学級開きの保護者の参観は行いません。
- ② 風邪症状（発熱、のどの痛み、咳等）がある方は参加しないでください。
- ③ 感染した際の重症化の可能性がある高齢者や基礎疾患がある方は、参加を控えてください。

(2) 始業式について

- ① 「3つの条件（①換気の悪い密室空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）」を避ける措置を講じた上で実施します。
- ② 上記の3つの状況を避ける措置ができない場合は、教室において放送等を通じて行います。

4 学習指導について

- ・ 学年で学ぶべき内容が未履修となっているものについては、新年度の学年での扱いについて、計画を立て、授業を実施します。
- ・ 卒業を迎えた学年の児童生徒については、3月末までの履修状況を進学先の学校に引き継ぎます。

5 部活動について

- ・ 「3つの条件（①換気の悪い密室空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）」を避ける措置を講じた上で実施します。
- ・ 上記の3つの条件を避ける措置を講じられない場合は休止します。
- ・ 更衣室等の使用について、指導します。
- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、部活動の参加を見合わせるよう指導します。

6 給食について

- ・ 配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無の確認、衛生的な服装、手洗いの徹底等を行います。
- ・ 児童生徒は、食事の前に手洗いを徹底し、机を向かい合わせにしないなど、飛沫が飛ばないように対応をします。

7 児童生徒等に感染者が発生した場合の学校の臨時休業等の判断について

(1) 出席停止等について

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、感染者及び濃厚接触者に対し「出席停止」の措置を取ります。

(2) 臨時休業について

海田町教育委員会は、感染者の学校での活動（マスクの有無、行動歴等）、接触者の状況、学校における感染症対策の状況等を勘案し、関係機関と相談した上で、学校の全部又は一部（学級閉鎖又は学年閉鎖）の臨時休業を判断します。